

枚方市立樟葉西小学校 危機管理マニュアル

令和5年9月改訂版

1 想定される危険

- (1) 地震
- (2) 火災
- (3) 大雨・暴風・洪水・雷・竜巻等の気象変災時
- (4) 不審者
- (5) 児童の行方不明
- (6) 健康危機発生時（大きなケガ・アナフィラジー・心停止など）
- (7) 理科室での事故
- (8) 虐待
- (9) 情報漏えい（ウイルス・USB紛失等）
- (10) 不登校・いじめ・死亡事故（自殺）
- (11) 原子力発電所事故
- (12) Jアラートを通じてミサイル発射情報が発信された場合
- (13) 感染症対策

1. 危機管理の目的

学校における危機管理の目的は、子どもや教職員等の生命や心身の安全を確保することである。そのため危険をいち早く発見して事件・事故等（いじめ事象や健康危機含む）の発生を未然に防ぐことが第一である。併せて万が一事件・事故等が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える。さらには事件・事故等の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じることも危機管理の目的である。

2. 危機管理のあり方

- ①学校の危機管理は、学校内外における学習時はもちろんのこと、通学時、休憩時間、給食の時間、学校行事等における危機管理や、校長・教頭あるいは首席・教務主任・生徒指導主担者が不在の場合の危機管理など、様々な場面を想定する必要がある。
- ②危機管理マニュアルは作成し備え付けることは不可欠であるが、機能するような訓練実施と共に、訓練によって得られた課題をもとに改善していく必要がある。
- ③危機に直面した場合、見過ごしや判断の誤りが重大な問題に発展するという認識が必要である。状況把握を何よりも優先し、危機対応時の行動について教職員は十分留意しなければならない。そのためには「組織人としての自覚」「報告・連絡・相談」の意識の向上に努め、役割分担を通して組織的に動く必要がある。早期に正確な情報収集を行い、見通しの利く状況認識の下に意思決定を行うことが求められるので、日常における学校全体の危機管理能力の向上が大切である。

3. 危機管理の実際

- ①教職員は、日頃から子どもへの危機管理意識を高め、安全に対する知識・技能・習慣・態度を身につけるとともに、子ども自身に「自分の命は自分でも守る」と言う意識を持たせることが危機管理の取り組みを行う上で不可欠である。そのためには、何を（指導内容）、どこで（指導の場）、どのように（指導方法）指導していくかを明確にしておかなければいけない。
- ②教職員は、学校における危機管理の機能（ア. 危機の予知予測 イ. 危機の回避・防止 ウ. 危機への対応 エ. 危機の再発防止）を基本にして、子どもが事件・事故に遭わないように目配り、気配り、心配りし、危機管理に対する研修を積極的に行い意識の向上・維持に努める必要がある。
- ③学校の非常時には誰が何をどうすべきかは状況によって異なるが、常にシミュレーションする中で意識の向上を図らねばならない。
- ④危機管理の範囲に、いじめ暴力や人権上配慮に欠けるもの・新型コロナウイルス感染症等の健康危機についての把握や指導・対応の仕方等についても含める。
- ⑤いつ起きるかもしれない事件・事故・健康危機発生時におけるマスコミへの対応についても、当事者意識を持って熟知しておくことが大切である。
- ⑥事後の報告に対応するため、事象発生時より記録者を決めておく。

4. 具体的な危機管理ポイント：教職員の安全注意義務の自覚・危険の予知予測回避防止

①校内安全点検の留意点

- ア. 校舎・遊具等の亀裂・崩壊・落下物・突起物等の把握と安全対策
- イ. 運動場・中庭の地面の凹凸や埋設物・危険物の把握と安全対策
- ウ. 教室・特別教室・廊下等の危険箇所の把握と安全対策

②不審者対応・自然災害・健康危機対応について

③日常の危機管理チェック項目

◆安全に対する児童の意識向上を図るとともに、危険予知能力を高めさせる指導が必要

◆学校管理下（教員指導中）・・・指導前・指導中・指導後等の安全注意義務が発生する

ア. 高所からの転落事故防止及び注意喚起

- ・屋上、窓、庇など

イ. 体育授業や体育器具による事故・怪我（指導前・指導中に確認）防止

- ・体育器具のネジの緩みや布の亀裂の把握と安全指導
- ・持久走による過呼吸や心停止注意（体調確認、学年に応じた適正距離、AED）
- ・水泳指導中の心停止に注意（体調確認、陸上監視）
- ・気温上昇下での熱中症等への注意喚起と水分補給、休養時間等の措置

ウ. 理科実験中の事故・怪我防止

- ・薬品類の扱い、アルコール・バーナー・マッチ等の取扱い・火傷等の防止、部屋の換気、大型器具の取扱い等に留意

エ. 家庭科実習中の事故・怪我防止

- ・包丁、ガス、縫い針、ミシン等の使用についての事前指導
- ・実習中の火傷等の防止（アイロンやコンロ使用時）
- ・調理実習では必ず火を通したものを食すること（食中毒・毒物混入）

オ. 図工実習中の事故・怪我防止

- ・ニス、シンナー使用時の部屋の換気
- ・電動糸鋸・彫刻刀・小刀等の使用についての事前指導

カ. フィールドワーク等、校外学習時での交通事故・駅ホームからの転落・電車との接触事故等防止・児童数確認の場所及び回数

キ. いじめ暴力等の未然防止並びに早期発見

- ・児童理解並びに児童の人間関係の観察、状況把握

ク. 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等の拡大防止の部屋の換気並びにうがい・マスク着用の奨励

ケ. 給食のパン等のつめこみによる窒息死防止・アレルギー児童への配慮、給食に異物が発見された場合の児童への指導及び対応（食中毒・毒物混入）

コ. 児童が作成した文書・絵等で人権上配慮に欠けたものが無いかの把握及び指導

サ. 顔や腕・足等のアザ・腫れ・出血部等の傷を発見した場合は、家庭内での虐待或いは友達からのいじめ・暴力によるものか確認すること

シ. 病歴がある児童やアレルギー児童の把握と対応

- ・生命に関わる食物アレルギーのある児童へは最善の注意を払うこと

ス. 集金については極力避けることが望ましいが、図工や家庭科で必要な物品を希望販売する時の業者の集金袋の受け取りについては、担任が児童から直接受け取る手渡しを原則とする。できれば集金袋回収期間内は、持参の有無を毎日確認することとする

セ. 児童がしんどい等、不調を訴えてきた時は担任のみの判断で対応するのではなく、保健室にて体温測定や問診を行うことにより対応を考える。高熱等、状況によっては保護者に迎えに来ても

らうこともあるので、児童の健康状態を最優先に考え保護者との連絡を密にして対応すること

ソ. 学校管理下の怪我については、基本的には①連絡帳で済むもの ②電話で状況を説明すればよいもの ③家庭訪問して状況説明するもの ④担任が管理職とともに家庭訪問して状況を説明したほうが良いもの等がある。特に③④については事前に管理職にも報告すること。保護者への連絡が数分遅くなっただけで信頼関係が損なわれる場合が非常に多いので、十分留意すること。留守電設定なら先ず一報を入れておくこと。学校に過失がある場合は、言い訳をせず謝罪する。

◆学校管理下（授業外・教員不在）・・・安全等に対する日常の指導の有無が問われる

- ア. 高所からの転落事故防止のための指導
 - ・屋上、窓、庇、渡り廊下
- イ. 自習時間内の事故・怪我・喧嘩の防止
 - ・適切な課題の提示、安全面での事前指導
- ウ. いじめや暴力等の当事者である場合や発見した場合の指導
- エ. 廊下等での疾走衝突事故防止のための指導（危険予知）
- オ. 登下校時の事故・怪我防止のための指導

◆学校管理下外・・・帰宅後でも安全等に対する日常の指導の有無が問われる

- ア. いじめや暴力等の当事者である場合や発見した場合の指導
- イ. 火遊びの当事者である場合や発見した場合の指導
- ウ. 金銭や物のやりとりの当事者である場合や発見した場合の指導
- エ. 交通事故に遭わないための歩き方・自転車の乗り方の指導
- オ. 校区外へ行くことや池、川、高圧線付近等での遊び禁止の徹底
- カ. インターネット・メール等の正しい使い方についての指導
- キ. 家庭内での児童虐待事案を把握した場合は速やかに対応する
- ク. 保護者・地域への注意喚起の徹底

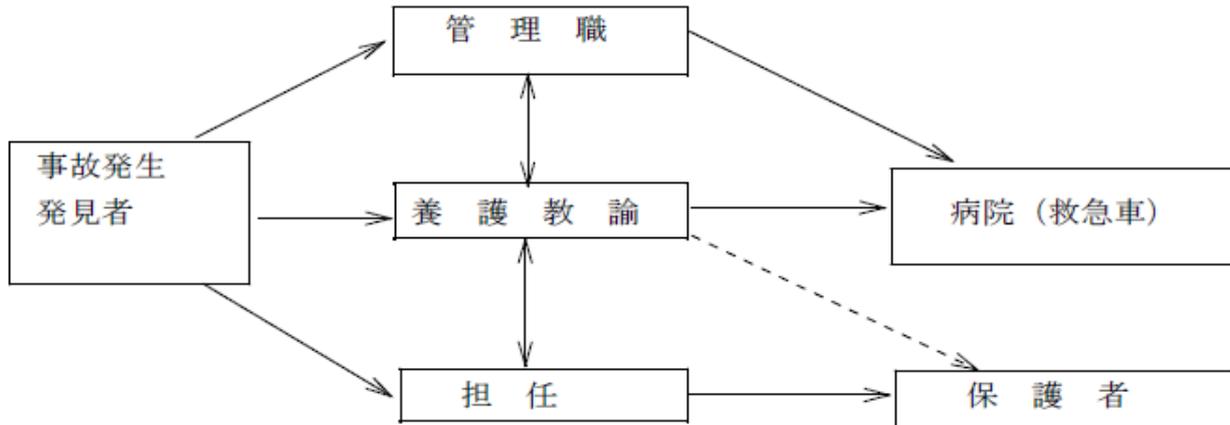
重要 新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等に本校児童・教職員等が罹患したという情報があれば、関係機関の指示通りに対応する。

5. 外部関係機関等との連携

- ①施設設備に関する事案は、市の公共施設部等と連携し速やかに改善を図る。
 - ア. 学校内で対応できない修理・危険物の除去等の依頼
- ②児童の事故や怪我については、必要に応じて教育委員会に連絡するとともに原因を明確にして再発防止のための手立てや指導を行う。
 - ア. 事故・怪我等の発生現場確認を怠らないこと
 - イ. 施設設備上の瑕疵なのか、加害被害の関係か、自分自身の不注意によるものか
- ③虐待については、警察や子ども家庭センター・民生委員児童委員等との連携を図る。
- ④児童の捜索事案が生じた場合は、保護者や地域の協力を得ることも念頭に入れる。
- ⑤自然災害や不審者対応については、別紙マニュアル通りとする。
 - ア. 警察・消防等への連絡及び救助・パトロール等の依頼
- ⑥新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス等の健康危機罹患情報を入手した場合、直ちに教育委員会・市当局・保健所等の指示に従う。

学校事故発生時の体制について

緊急体制



- ◎ 発見者は、直ちに養護教諭、管理職、担任に連絡する。
- ◎ 救急処置を行う。
- ◎ 家庭への連絡（怪我の状況、指定病院の有無等）
- ◎ 医療機関への連絡・引率

事故が大きい場合

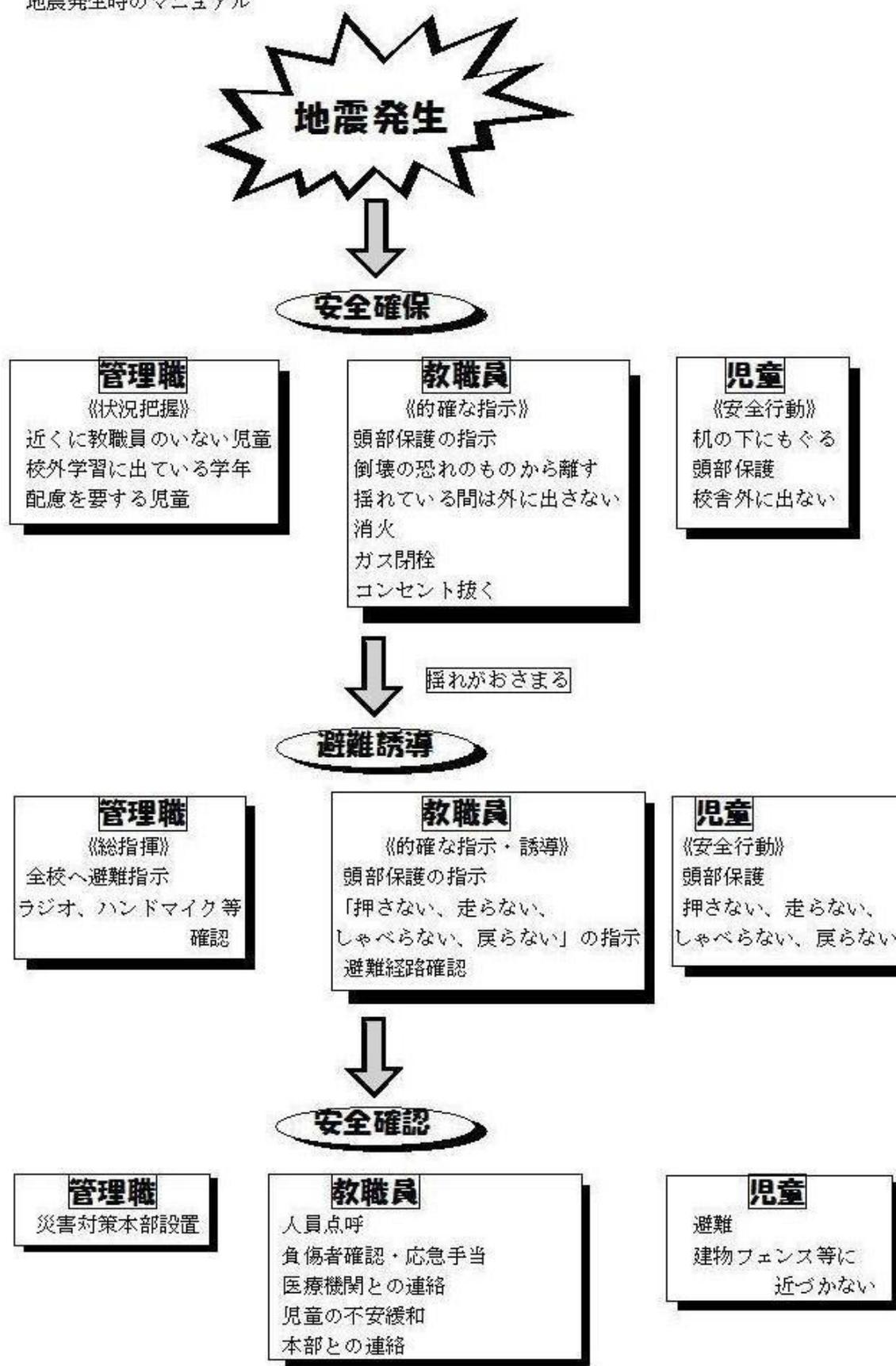
- ・ 本人を動かさない。
- ・ 一般状態の観察、傷の箇所・状態の確認、意識の有無
顔色、唇の色（チアノーゼの有無）、体温、脈拍、呼吸など
- ・ 救急車で運ぶ。
- ・ 必ず時刻を見て時間の経過を記録しておく。
- ・ 現状保存・・・例 理科実験中
- ・ 現物保存・・・例 頭部打撲等による嘔吐類

救急病院（本校児童がよく診察していただく病院）

関西医大男山病院	向山病院	土井外科
星丘厚生年金病院	市民病院	田中外科
北野整形外科		

(1) 地震

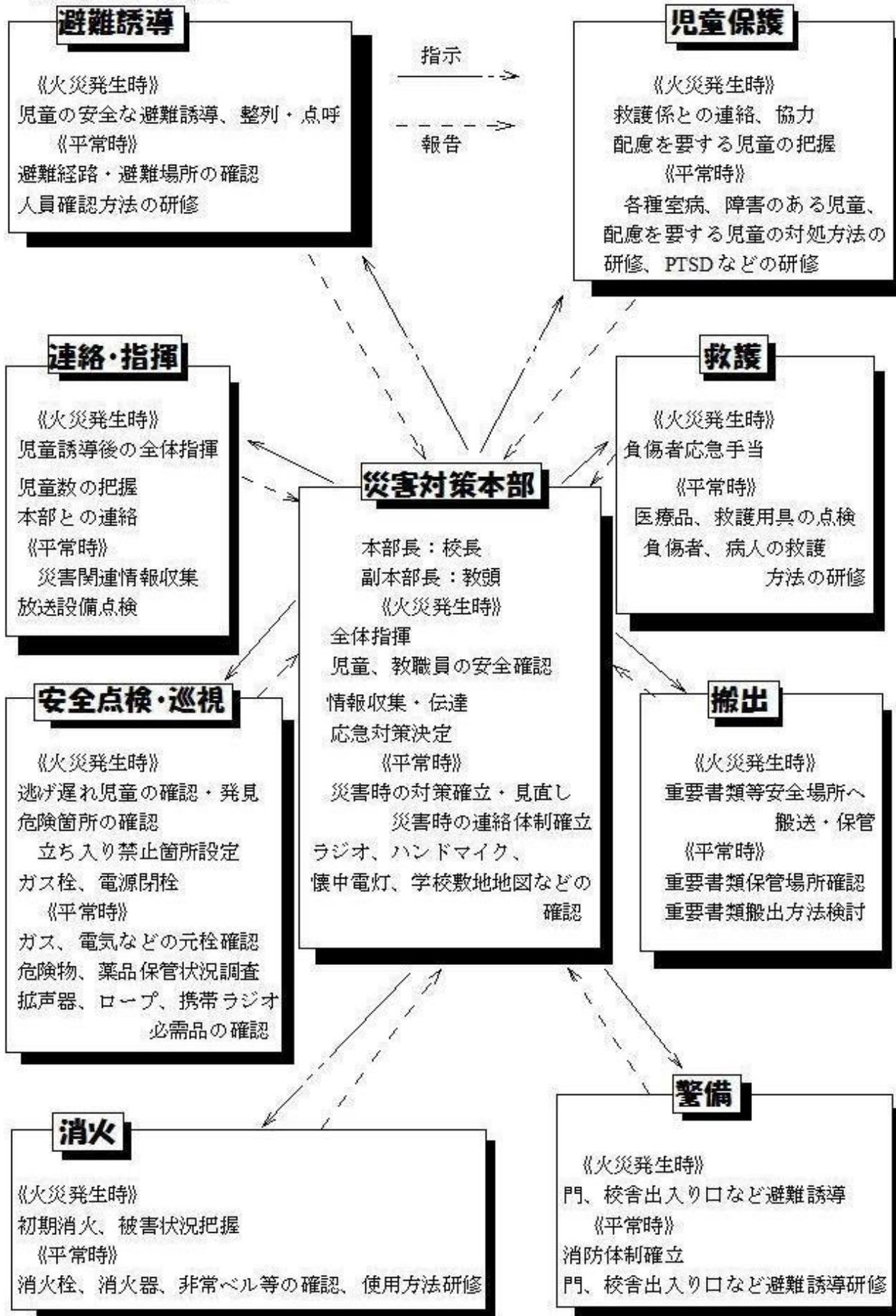
体制		<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>避難誘導 各担任</p> <p>安全確認 教室棟</p>
事前の危機管理	点検	<p>①毎月1日の校舎・遊具の安全点検</p> <p>②毎年5月の非構造部材点検</p>
	事前指導	<p>①発生時には、「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せる</p> <p>②ゆれがおさまった時点で、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 手近なもので頭を保護（なければ手で） 2. 避難経路もしくは、上から物が落ちてきにくいルートを選び、校内では運動場、校外では広域避難場所へ避難 3. 教室では出入り口を開けたまま、電灯は消す。担任は出席簿(名簿)を携行。 <p>③移動時の「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」を守る</p>
	訓練	<p>年に1回避難訓練を行う</p> <p>①「地震が発生しました」の放送で、発生時とるべき行動をさせる もしくは、緊急地震速報を聞いたときに、発生時とるべき行動をさせる</p> <p>②発生が授業中なら先生の指示のもと、その他の場合は自分で判断し、運動場に避難させる 安全確認担当教諭は、最終の安全確認後避難する</p> <p>③Jアラート訓練を活用し、非常時の初動の意識を高める</p>
	研修	年に1度研修を行う
発生時	発生直後	<p>①「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せるよう指示</p> <p>②ゆれがおさまったら、避難経路もしくは安全なルートを選び運動場へ避難させる</p>
	避難後	<p>①児童の人数確認→取り残されている児童の搜索・救助・応急手当</p> <p>②担任外で、校舎を見まわり安全確認</p> <p>③校舎・通学路の安全確認</p>
発生後	震度5弱以上	<p>① 児童は引き渡しとなる。保護者にメール配信及び電話連絡をする</p> <p>② 負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送</p> <p>③ 通学路安全点検と校区の状況把握（地区担当教諭）</p>
	震度6弱以上	<p>①自動的に避難所が開設される。校区自主防災会との連携</p> <p>②お迎え・帰宅・避難所に残るかは、保護者判断</p> <p>③負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送</p> <p>④通学路安全点検と校区の状況把握（地区担当教諭）</p>
課業外	参集	<p>② 管理職は震度5弱で学校参集（避難所・外部対応等）</p> <p>③ 震度5強で半数の教職員、6弱で全職員が参集し、基本は担任による児童の安否確認（電話・家庭訪問など）</p> <p>地区担当教諭による通学路安全点検と家庭訪問による安否確認</p> <p>③情報配信メールによる情報提供</p> <p>④学校教育活動再開に向け、校舎・教室点検</p>
	備考	・防災無線は職員室前



(2) 火災

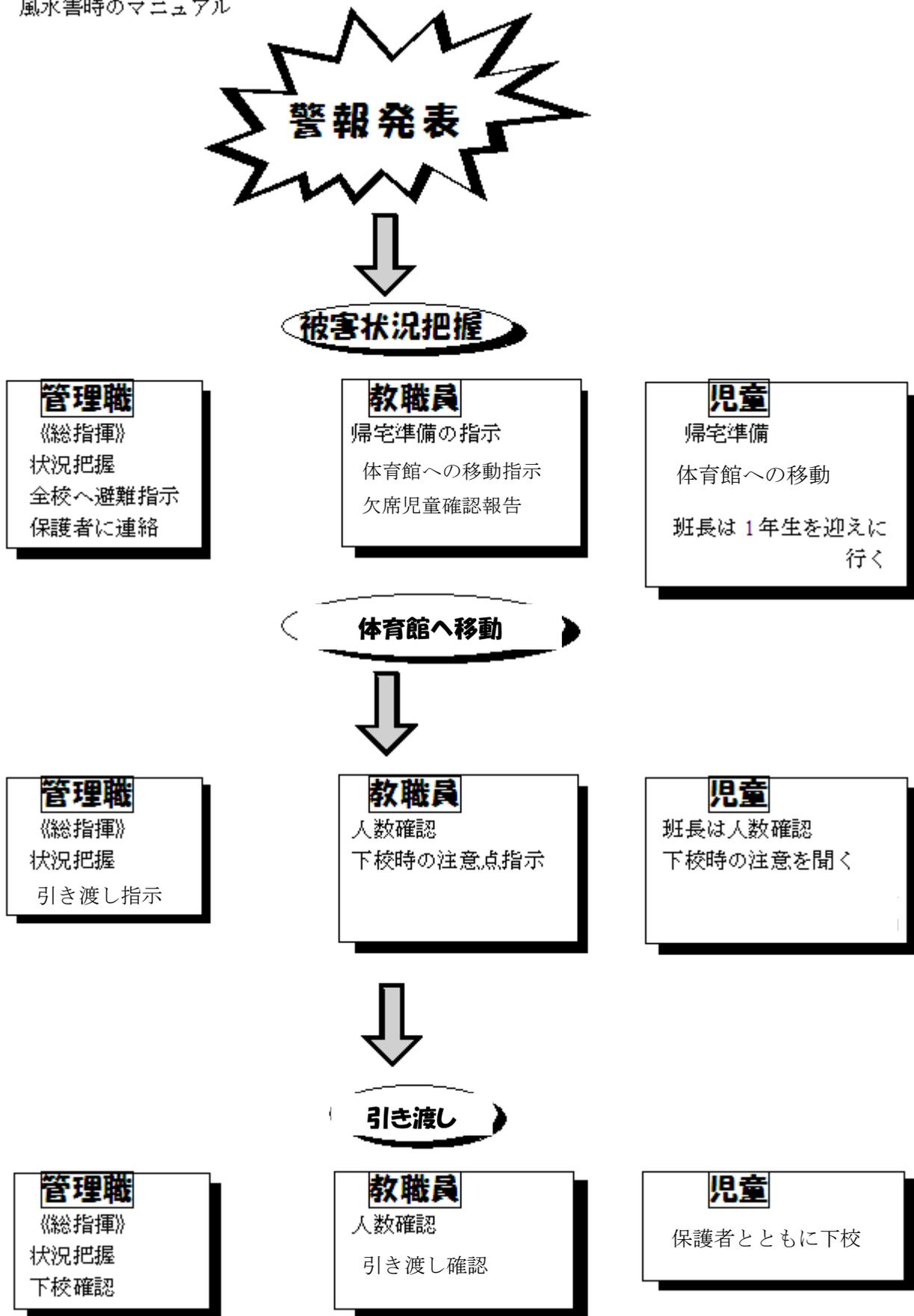
体制		指揮 校長 通報連絡 教頭 避難誘導 各担任 安全確認 学年主任 消火班 担任外教諭
事前の危機管理	点検	①毎月1日の消火器安全点検
	事前指導	①身近に火災を発見したらすぐに近くにいる教師に連絡し、指示に従う ②火災の避難放送が入った時、火元を確認し、避難経路もしくは、火元をさけるルートを選び、運動場に避難する ③避難時には、必ず口を手やハンカチでおおい、煙をすいこまないようにする。 (煙は上に上がるので、姿勢を低くして移動する) ④移動時の「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」を守る
	訓練	年に1回避難訓練を行う ②119番に通報し、「火災発生」をし、火元と避難先を知らせ、発生時とるべき行動をさせる ②消火班は、すぐに火元に集合し初期消火にあたる ③発生が授業中なら先生の指示で、その他の場合は自分で判断し、運動場に避難させるようにする 安全確認担当教諭は、最終の安全確認後避難する
	研修	年に1度研修を行う
発直後	発生直後	①火災発生の確認後、119番に通報する。枚方市教育委員会教育支援室にも報告する。 ②「火災発生」放送を行い、火元と避難先を知らせる。 児童は放送をよく聴き、先生がいるときは指示に従う。いないときは、判断して避難する。 ③先生は、避難経路、もしくはけむりがこない安全なルートを選び避難させる。 ④消火班担当職員は初期消火
	避難後	①児童の人数確認→不明児童の搜索・救助・応急手当 ②校舎・通路の安全確認 ③負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送 ④保護者への連絡(児童の状況等) ⑤授業打ち切り・再開の検討→打ち切りの場合は保護者へのお迎え依頼の連絡 ⑥消防署・警察の許可のもと、罹災現場の片付け ⑦翌日以降の授業・教室等の検討
	備考	・防災無線は職員室前 ・緊急時公衆電話 職員室の前

火災発生時マニュアル



(3) 大雨・暴風・洪水・雷・竜巻等の気象変災時

体制	<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>避難誘導 各担任</p> <p>安全確認 担任外教諭</p>
事前の危機管理	<p>点 検 ①毎月 1 日の校舎・遊具点検</p>
	<p>事 前 指 導</p> <p><大雨></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路・側溝・マンホールの近くには近寄らない。雨風の強いときには傘を使用しない <p><暴風></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校前に暴風警報が発表されているときは、別紙の措置に従う ・学校にいる時に暴風警報が発表された時には、状況を踏まえながら、気象警報発表を勘案し、安全を確認出来たら、引き渡し下校を行う。 <p><洪水></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校にいる時に洪水警報が発表された時には、状況を踏まえながら、気象警報発表を勘案し、安全を確認出来たら、引き渡し下校を行う。 ・避難場所を事前に確認しておく。 ・情報に注意して、状況が安全なうちに早めに避難する。 <p><雷></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳴り出したら、頑丈な建物の中に避難する。収まるまで待つ。広い場所の真ん中や木のそばに立たない。 <p><竜巻></p> <ul style="list-style-type: none"> ・頑丈な建物の中に避難する。身を小さくして頭を守る。屋外では、木のそばや倒れやすい建物のそばにいかない。
	<p>訓 練</p> <p>年に 1 回大雨・暴風の避難訓練を行う</p> <p>①地区児童会の教室に集まり、指導後集団下校させる。</p> <p>②地区担当教師は、集団登校集合場所までつきそい、校区の安全を見回り、確認する</p>
<p>研 修</p> <p>年に 1 度研修を行う</p>	
発生後	<p>初 期 対 応</p> <p>①状況がひどいときには、好転するまで学校で待機させる。</p> <p>②下校時刻が大幅に変更になりそうときは、情報配信メールで保護者に連絡する。</p> <p>③警報発表時以外でも、必要に応じて保護者の迎えを依頼する。</p>
	<p>事 後 対 応</p> <p>①全員で、校舎・校内の安全確認</p> <p>②負傷者は養護教諭の応急手当後、必要に応じて保護者へ連絡し病院へ搬送</p> <p>③校舎や児童に被害があった場合は、施設整備室および教育委員会教育支援室へ報告</p>
	<p>備 考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線は職員室前 ・校区内に避難指示が発表・発令された場合は臨時休業とする。



(4) 不審者

体制	<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>避難誘導 各担任</p> <p>緊急対策本部 管理職・教務主任・生指主担</p> <p>救助班 担任外</p>
事前の危機管理	<p>点 検</p> <p>① 来校者のチェック 校門監視 安全監視ボランティア 8:30~16:30 来校証の確認・インターホンでの対応</p> <p>②防犯ホイッスル・ブザーの点検</p> <p>③西門開門時のつきそい</p>
	<p>事 前 指 導</p> <p>①暗号による放送を聴き、指示にしたがう</p> <p>②救助班は現場へ急行する</p> <p>② 状況が確認できるまで、その場を移動しない。</p> <p>④教室にいるときは児童を扉からはなし、教師が戸口で守る。</p> <p>⑤移動時には「おさない」「はしらない」「しゃべらない」「もどらない」を守る</p>
	<p>訓 練</p> <p>年に1回避難訓練を行う</p>
	<p>研 修</p> <p>年に1度研修を行う</p>
発 生 後	<p>発 生 直 後</p> <p>①緊急対策本部設置 警察・教育委員会への通報（必要に応じて留守家庭も）</p> <p>③ 学校内の教職員・児童に状況を暗号で知らせる 児童は放送をよく聴き、指示に従う。あわててとび出したりしない。</p> <p>③先生は、安全なルートを選び避難させる。</p> <p>④ 救助班は、校舎に児童が残っていないか確かめた後、不審者対応に向かう。 警察がくるまで出来る限りの防御をする。ただし必要以上には近づかない。 (防犯ブザー、電子ホイッスル、火災報知発信機、消火器、いす、ほうきなどの利用。)</p> <p>⑤必要に応じて救急車の手配</p>
	<p>避難後</p> <p>①対策本部による役割分担（人数確認 ケガ対応 保護者対応 本部との連絡要員）</p> <p>②校舎・通路の安全確認</p> <p>③負傷者は養護教諭の応急手当後、病院へ搬送</p> <p>④マスコミ対応室を設置。窓口を一本化し、教育委員会と連携し対応する。(校長、不在時は教頭)</p> <p>⑤必要に応じてメール配信・集団下校を行ったり、保護者の迎えを依頼したりする。</p>
	<p>備考</p> <p>・防災無線は職員室前</p>

不審者防犯マニュアル

【大切なポイント】

1. 子どもの安全確保
生命維持最優先
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 適切な対処と迅速・正確な
連絡・通報



【校内放送】

- ① 「授業中失礼します。くず西放送です。教室棟1階です。」
- ② 安全確認後、全校に避難の放送をする。
「安全が確認されました。今から体育館に集合します。〇年生移動しましょう（児童に動揺を与えない表現で）」

児童

大声で知らせる
防犯ベルをならす
火災報知器を押す

教職員

状況把握
協力
要請
負傷者把握
応急手当
職員室連絡

対策本部

- 対応
 - 保護者説明会
 - 教育委員会
 - 報道機関
- 情報収集・整理
 - 児童の様子
 - 通学路の安全
 - 保護者意見
 - 事件の概要
- 教育再発準備
 - 指導計画作成
- 再発防止
 - 安全管理充実
- 救護活動
 - 健康状態把握
 - 心のケア

学校医

場合によっては処理

養護教諭

負傷者の把握
症状の確認
応急手当

**校長
(教頭)**

状況把握
指示
連絡

教職員

暴力阻止
被害防止
児童を安全
場所へ誘導
避難場所
安全確保

救急車出動要請

警察出動要請

保護者

教育委員会

110・845-1234

不審者逮捕

児童生徒支援室 050-7105-8048
短縮 15-8048
必要な場合は急行

付添搬送

医療機関

処理

付添者は常に報告

※安全確保ができれば、全校児童を運動場に集める。

サスマタ
職員室・校務員室

(5) 児童の行方不明

体制	<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>児童の搜索対策班 校長 教頭 教務主任 生指</p>
事前の危機管理	<p>点検</p> <p>①門から出て行く児童のチェック 校門監視 安全監視ボランティア 8:30~12:30 校門監視 安全監視ボランティア 12:30~16:30</p> <p>②西門開門時の立ち番</p>
	<p>事前指導</p> <p>①忘れ物等をして、一度学校に入ったら勝手に学校の外にでない。 ②事情がある場合は、担任に許可を得る ③担任の許可なしに、勝手に教室をでない</p>
	<p>研修</p> <p>支援の必要な児童については、共通理解を図る。</p>
発生後	<p>発生直後</p> <p>① 児童の搜索対策班で、情報を集約し、子どもの傾向を知る。(課業内・下校時とも) ② 児童の日ごろの活動を分析し、友人宅に連絡するなど手分けして情報収集を行い、搜索するすぐに動けるもので校内を手分けして、搜索する(課業内) ③15分たっても見つからない場合は、各学年1名召集する。(課業内)(下校時は、全ての職員)</p>
	<p>15分後</p> <p>児童が学校外に出たことが確認できた場合</p> <p>①搜索班は、児童の行きそうところを中心に、搜索し、30分後に学校へ連絡し、状況を確認し指示を仰ぐ</p> <p>②搜索範囲を広げ、樋上・樟葉並木・西船橋1丁目・西船橋2丁目・樟葉花園・樟葉モールの6地区に分かれ搜索する。</p>
1時間後	<p>①全ての教職員を招集し、経過報告を行い、混乱を招かないよう適宜児童に指導する。 ②教育委員会教育支援室に連絡する ③保護者に連絡をする ④保護者と相談し、警察や樟葉駅に連絡をする ⑤再度学校・地域を搜索する。 ⑥児童の写真を準備し、樟葉駅へいき、児童が電車にのっていないか確認する</p>
2時間後	<p>①マスコミ対応室を設置。窓口を一本化し、教育委員会と連携し対応する。(校長、不在時は教頭)</p>
その後	<p style="text-align: center;">14</p>

(6) 健康危機発生時（大きなケガ・アナフィキラシー・プール事故・心停止など）

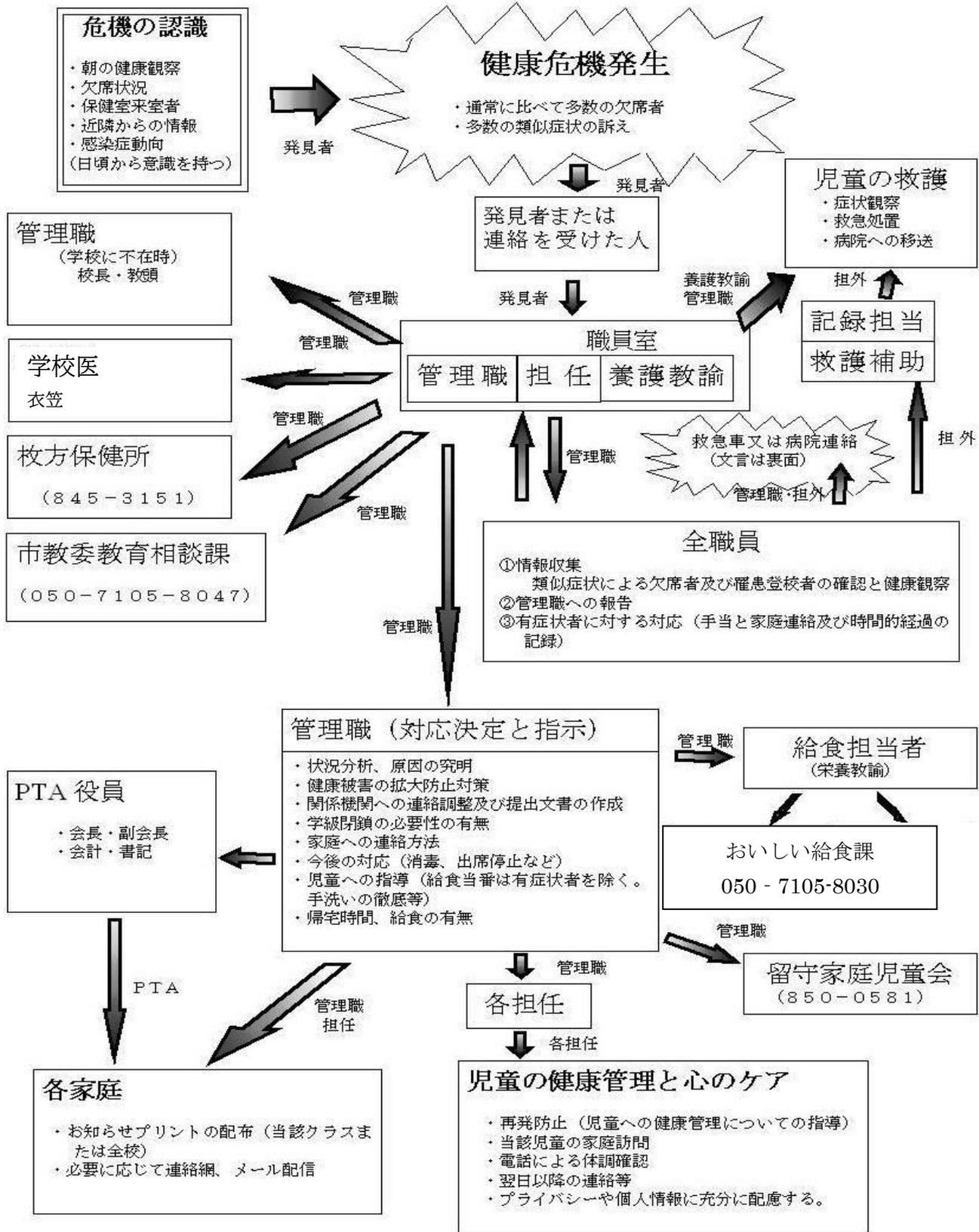
体制	<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>当該児童の対応班 校長 教頭 教務主任 養護教諭 担任</p>
事前の危機管理	<p>研修</p> <p>年に1回アレルギー研修（エピペンの使い方）</p> <p>年に1回救急救命講習（AED含む）</p> <p>事前指導</p> <p>①健康上リスクの有る児童自身が体の変調を感じたときはすぐに担任もしくは近くの先生に報告すること</p> <p>②友達の様子が普段と違うと感じたら、すぐに担任もしくは近くの先生に報告すること</p> <p>③大きなケガをして動けない友達を見たときは、無理に保健室につれてこず、近くの先生、もしくは養護教諭にすぐに連絡をすること</p> <p>④大きなものが、ささっている時は無理にぬかないこと</p> <p>⑤われたガラスは、さわらないこと</p> <p>⑥道具は適切に使用すること（はさみ・カッター・彫刻刀その他）</p>
発生直後	<p>発生直後</p> <p>①養護教諭・管理職で状態を判断し、応急手当を行う。</p> <p>→頭を強くうっておらず、意識がある場合は保健室への搬送（必要に応じて担架使用）</p> <p>→止血・消毒・固定等</p> <p>→アナフィキラシーを起こした児童へは保護者に確認の上、エピペン使用</p> <p>→心停止の場合は、その場にAEDを持参し、使用。</p> <p>②病院での手当が必要な児童については、すぐに保護者に連絡の上、病院と連絡する</p> <p>③必要に応じて、救急車依頼（同時に保護者・児童生徒支援室へ連絡）</p> <p>④事故の経過について担任が聞き取る→管理職・養護教諭へ報告</p> <p>⑤ 担任外の教師で現場の確認・片付け・他の児童を近づけないような配慮を行う。</p> <p>⑥必要に応じて、各学年主任を職員室に集合させ、児童への指導(近づかない・同じ事故を起こさないなど)を指示する。</p> <p>重大事案の場合</p> <p>①救急車には、養護教諭が同乗し、病院へ搬送し、随時状況を管理職へ連絡する（重大事案は教頭もつきそう）</p> <p>② 教育委員会教育支援室に状況を随時報告し、指示をあおぐ</p> <p>③ 学校での聞き取りが一段落したら、担任・管理職が病院・もしくは家庭訪問し、保護者対応</p> <p>④必要に応じ、マスコミ対応室を設置。窓口を一本化し、教育委員会と連携し、対応する。（校長、不在時は教頭）</p> <p>⑤必要に応じ、保護者説明会を開催する</p> <p>⑥事案を分析し、2度と同じ事故をおこさないよう適切な対応をとる</p> <p>備考</p> <p>① 事故にあった児童及び大きなケガや事故の状況を目撃した児童への心のケアを行う</p>

健康危機発生時の対応マニュアル

枚方市立樟葉西小学校

050-7102-9108

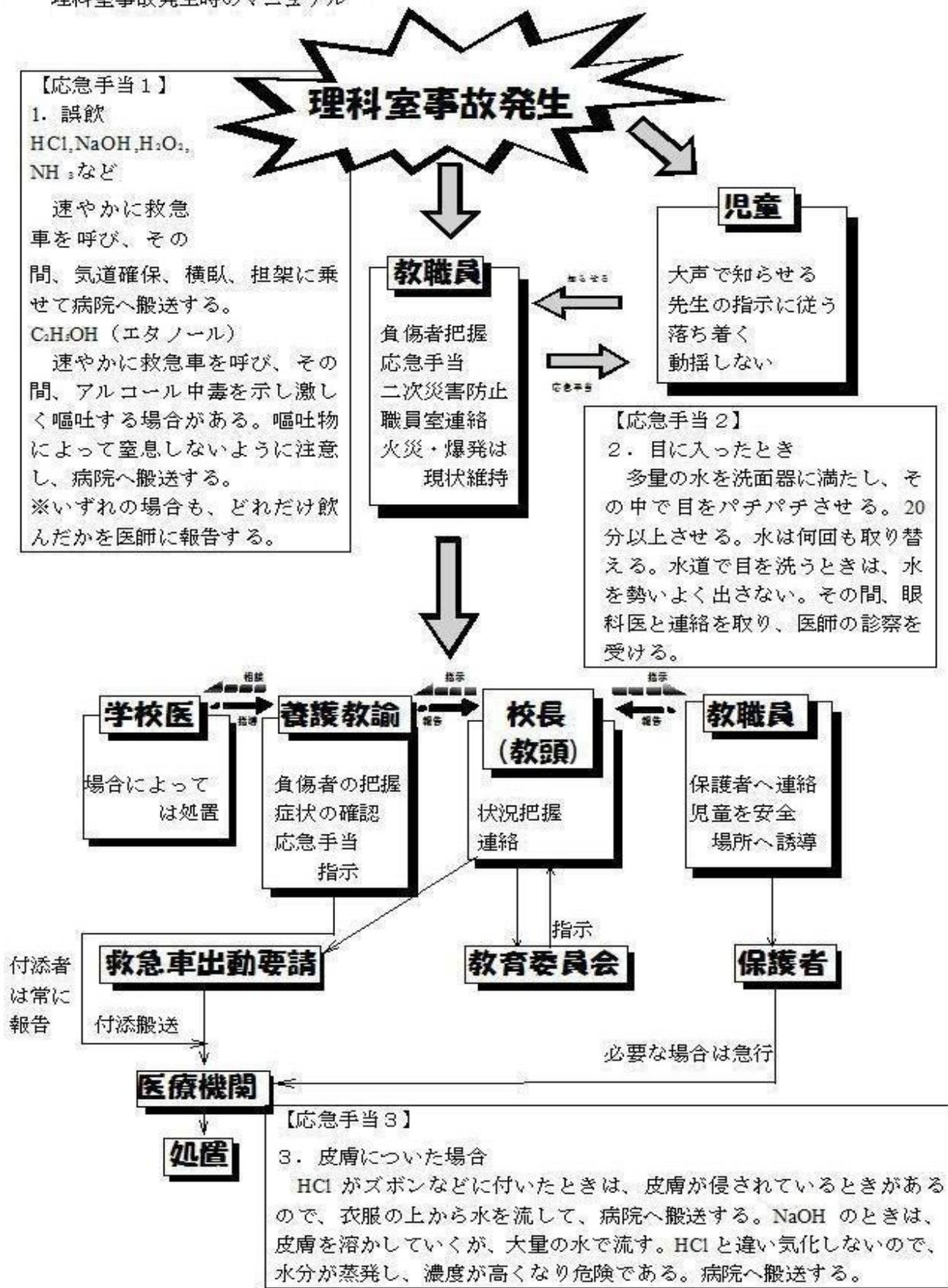
(健康危機とは、食中毒、感染症、毒物劇物、各種災害その他何らかの原因により生命と健康の安全を脅かす事態をいう)





(7) 理科室の事故

体制		<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>当該児童の対応班 校長 教頭 教務主任 養護教諭 担任</p>
事前の危機管理	事前研修	① 理科担当教諭を中心に、全職員が「理科薬品の取り扱い」について周知する
	事前指導	<p>① 理科器具（特にガラス製品）への取り扱い方の指導</p> <p>② 理科薬品の取り扱いについての指導</p>
発生の直後	発生直後	<p>① 養護教諭・管理職で状態を判断し、応急手当を行う。</p> <p>→ガラスでのけがは、刺さり方により抜くか抜かないかの判断をする</p> <p>→薬品については、別マニュアルによる対応を行う</p> <p>② 病院での手当が必要な児童については、すぐに保護者に連絡の上、病院と連絡する</p> <p>③ 必要に応じて、救急車依頼（同時に保護者・教育支援室へ連絡）</p> <p>④事故の経過について担任が聞き取る→管理職・養護教諭へ報告</p> <p>⑤担任外の教師で現場の確認・片付け・他の児童に近づけないような配慮を行う。</p> <p>⑥必要に応じて、各学年主担を職員室に集合させ、児童への指導(近づかない・同じ事故を起こさないなど)を指示する。</p>
	重大事案の場合	<p>①救急車には、養護教諭が同乗し、病院へ搬送し、随時状況を管理職へ連絡する (重大事案は教頭もつきそう)</p> <p>② 教育委員会教育支援室には状況を随時報告し、指示をあおぐ</p> <p>③学校での聞き取りが一段落したら、担任・管理職が病院・もしくは家庭訪問し、保護者対応</p> <p>④必要に応じ、マスコミ対応室を設置。窓口を一本化し、教育委員会と連携し、対応する。(校長、不在時は教頭)</p> <p>⑤必要に応じ、保護者説明会を開催する</p> <p>⑥事案を分析し、2度と同じ事故をおこさないよう適切な対応をとる</p>
	備考	② 事故にあった児童及び大きなケガや事故の状況を目撃した児童への心のケアを行う

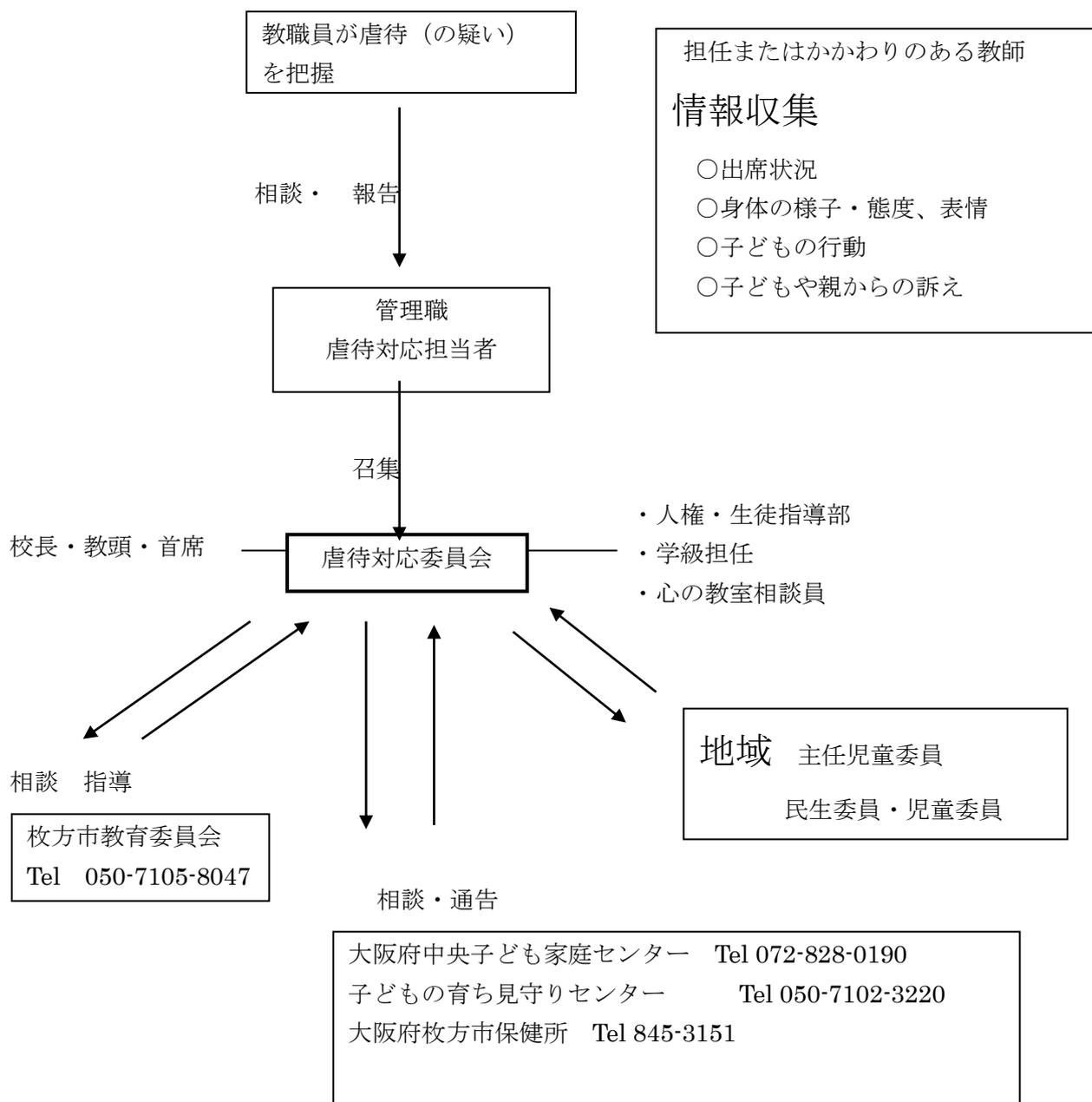


(8) 虐待

		指揮 校長 虐待対応委員会 校長 教頭 教務主任 虐待対応者 児童支援主任 当該担任・学年
事前の危機管理	確認	①各担任 毎日の健康観察時 ②養護教諭 体重測定や内科検診時
	事前指導	①教職員は、常に児童の表情・衣服・けが等の状況に敏感になり、気になることがあれば、教頭及び虐待対応者に報告・連絡・相談をすること ②虐待対応者は、経過を記録すること ③必要に応じて、外部組織を交えた虐待対応委員会を開くこと ④児童には困ったことがあれば、すぐに担任や心の教室相談員等本人が相談しやすい人に相談することを指導
	研修	年に1度研修を行う
発生後	初期対応	①重篤なケガは、すぐに子ども家庭センターに通告し、教育委員会へ報告 ②初めての時には、保護者に注意喚起を行い、子どもの育ち見守りセンター・教育委員会へ報告し、継続観察を行う。虐待担当は経過を記録しておく。 ③必要に応じてケース会議を開催する
	事後対応	①一時保護が決定した後は、関係機関と密に連絡をとりあう。 ②一時保護解除時には、担任を中心に、スムーズな復帰を支援する。 ③ 個人情報には十分な注意を払う

(9) 情報漏えい（ウイルス・USB紛失等）

		指揮 校長 情報委員会 校長 教頭 教務主任 情報主任
事前の危機管理	確認	①個人情報は内部系パソコンでのみ取り扱う ②外部系パソコンと内部系パソコンの移動のみに専用のUSBを使用する ③電子媒体・紙媒体を問わず、個人情報は自宅に持ち帰らない。 ④私物パソコンは持ち込まない
	事前指導	①個人情報は、児童の氏名・住所・電話・写真・作品・作文・テストなど、電子媒体や紙媒体を問わず、個人に関わるもの全てであることを念頭に取り扱いのこと。 ②家のパソコンと学校のパソコンメールのメールのやりとりは、暗号化を施し送信すること ③誤送信を防ぐため、事前に空メールを送ること ④自宅でのファイル作成・修正は、ウイルス対策をされているパソコンで行うこと
	研修	年に1度研修を行う
事案発生後	初期対応	①状況を正しく把握する。（ウイルス感染時の状況・紛失時の状況・紛失データの内容等） ②ウイルス感染時には、直ちに全てのパソコンをシャットダウンする ②教育委員会（教育研修担当ICT推進グループ）へ報告する。
	事後対応	①ウイルス感染時には教育委員会からの指示を待ち、許可がでるまで、パソコンを起動しない ②ウイルス感染・もしくは紛失時の状況を詳細に分析し、二度と同じ過ちを起こさない。 ③紛失データに個人情報が含まれている場合は、該当の保護者に連絡をとり、説明・謝罪する。 ④必要があるときには、保護者説明会を実施する ③ ウイルス感染事案・紛失事案の検討を行い、二度と同じ事案を起こさないよう適切な対応をとる



(10) 不登校・いじめ・死亡事故（自殺）

体制	<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>人権生徒指導部会 校長・教頭・部会メンバー</p> <p>緊急対策本部 校長・教頭・教務主任・児童支援主担・担任</p>	
事前の危機管理	いじめ把握	<p>①年に3回のいじめアンケートを行い、早期発見・早期対応を行う</p> <p>②毎月1回職員会議後に気になる児童についての情報交流</p> <p>②学校体制での支援が必要な児童については、ケース会議（必要に応じ関係機関も）</p> <p>③重大事案については、緊急部会を招集し、対応を協議する</p>
	事前指導	<p>①いじめとは何かについて指導</p> <p>②違いを認め合う学級経営・学級指導</p> <p>③命の大切さについて考える授業</p> <p>③児童・保護者に対する相談窓口の周知(学校・教育委員会・その他)</p>
	研修	年に1度人権研修を行う
発生の直後	発生直後	<p>①自殺を行う可能性がある場合（事案に応じて教育委員会教育支援室に報告する）</p> <p>1) 本人からの情報→本人と面談し、悩みについてともに解決する 保護者へ相談することをすすめ、担任からも保護者へ連絡する。</p> <p>2) 他からの情報 →情報の詳細についての確認 本人との面談により、確認後対応</p> <p>②校内で死亡事故(自殺)があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職による現場の確認。警察、救急車の要請。教育委員会への報告。 当該児童の保護者への連絡 ・他の児童の目にふれないよう、バリケードをはる。 ・担任、関係者による目撃者からの情報収集
死亡事故発生当日	死亡事故発生当日	<p>①緊急対策本部を設置し、情報確認及び時系列による整理</p> <p>②教育委員会との協議後、管理職による当該児童保護者へ状況説明及び学校での今後の対応の協議</p> <p>③各学年主担を召集し、事故について情報共有及び児童への指導について確認 (当該児童保護者の意向を尊重する)</p> <p>*憶測で話をしない。伝える場合は、最低限のはっきりした事実のみ伝える。 不必要に話を広めない。</p> <p>*マスコミの取材については答えない（どう利用されるかわからない）</p> <p>④全校保護者への書面による連絡（当該児童保護者の意向を尊重する） 最低限わかっている事実のみ。詳細については、当該保護者との了承のもと、学校説明会を開催。 動揺している児童へは緊急のケアについて配慮</p> <p>⑤教育委員会へ学校へのカウンセラーの配置を依頼→カウンセラーを交えた対応協議</p> <p>⑥必要に応じ、マスコミ対応室を設置。窓口を一本化し、教育委員会と連携し、対応する。(校長、不在時は教頭)</p>
	その後	<p>①緊急対策本部及び人権生指部会による死亡事故に対する徹底した原因究明と再発防止に向けた取り組み</p> <p>②最低1ヶ月にわたる児童の心のケア</p>

(11) 原子力発電所事故について

体制		指揮 校長	
		通報連絡 教頭 事務	
		緊急対策本部 校長・教頭・教務主任・学年主任	
事前の危機管理	事前指導	地震想定時と同様の児童の避難、帰宅体制をとれるよう教職員に周知する	
	訓練	特に行わないが、暴風、地震の訓練に準じる	
発生後または、通報後	直後	地震と連動した場合	・地震対応に準じ対応する。
		単体事故の場合	・関係機関と連携する。 ・速やかに保護者に連絡し、お迎え、避難を指示する。
	時間が経過し、放射能濃度が高くなった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内に避難する。できるだけ、外気を遮断する。 ・対策本部からの指示によっては、児童に支援学級・保健室のシャワーを浴びさせる。 ・保護者との連絡を行う。 ・関係機関の救助を待つ。児童の保護、精神的な安定を保つため、担任、教職員で対応する。 ・ヨウ素剤の配給があれば、指示通り、児童を優先し、服用させる。 	
	長時間にわたる避難が必要な時	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の指示を受け、対応する。 ・教職員は、校区自主防災会との連携に努め、地域住民・保護者・児童などの避難者全体の奉仕にあたる。 	

(12) Jアラートを通じてミサイル発射情報が発信された場合

体制		指揮 校長 通報連絡 教頭 事務 緊急対策本部 校長・教頭・教務主任・学年主任
事前の危機管理	事前指導	大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応については、全職員共通理解のもと、事態に応じた安全指導を行うとともに児童の安全確保に努める。 着弾した場合、地震想定時と同様の児童の避難、帰宅体制をとれるよう教職員に周知する
	訓練	特に行わないが、暴風、地震の訓練に準じる
発生後または、通報後	直後	登下校時 ○ミサイルが上空通過、大阪府域外に落下した場合 ⇒原則として登下校を再開する。 ○ミサイルが大阪府域内に落下した場合 ⇒ Jアラートの続報・テレビ・ラジオ・インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように 落ち着いて行動する。 ○ミサイルの落下物を発見した場合 ⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。
	在校時	・グラウンドにいる児童は、校舎内に避難して安全を確保させる。 ・校舎内にいる児童・生徒の皆さんは、机の下に隠れるなど安全を確保させる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教室等の中で身を低くする ○ 窓から離れて外を見ない ○ 机など丈夫なものに隠れ、頭を守る </div>
	放課後	○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。 屋外にいる場合⇒ できる限り頑丈な建物や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。 建物がない場合⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 屋内にいる場合⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。
	近くにミサイルが落下した場合	○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。 ○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。 ・関係機関と連携する。
	正確かつ迅速な情報収集	Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。 行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

(13) 感染症対策（ノロウイルス・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）

体制	<p>指揮 校長</p> <p>通報連絡 教頭 事務</p> <p>緊急対策本部 校長 教頭 教務主任 養護教諭 担任</p>
事前の危機管理	<p>事前指導</p> <p>①平時より感染症予防のためにできる手洗い、うがい、正しいマスクの着用などの指導を行う。</p> <p>②児童、保護者、教職員へ流行している感染症の情報を発信する。</p> <p>③使用する教室での定期的な換気を実施する。</p> <p>④感染症の発症が疑われる児童がいた場合には、保護者に連絡し家庭での休養と経過観察を依頼する。</p>
発生の後	<p>通常時の環境整備</p> <p>①必要と判断した場合にマスクを各部に配布する。</p> <p>②不特定多数が接触するポイント（カウンターやドアノブ、スイッチ、手すり等）に注意し、清潔な布やペーパータオルなどで、複数回、アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウムで拭き取りを行う。</p> <p>③学校長が必要だと判断した場合に学校医に相談し、助言や指導を受ける。</p> <p>④保護者等との対面での対応の際は、開始時と終了時には手指消毒を必須とし、必要に応じて椅子や机の清拭を行う。</p>
	<p>学校で感染症法に基づく重篤な感染症の感染疑い者が発生した場合</p> <p>※本人からの申し出により感染の疑い(検査の実施)者が生じた場合。</p> <p>①保健所により感染疑い者の行動確認と濃厚接触者の特定</p> <p>②保健所から消毒の方法の指示や消毒場所の指定を受ける。</p> <p>③消毒に必要な物品の調達を行う。</p> <p>→検査結果が陰性と分かった場合、翌朝から通常通り業務を再開する。</p> <p>④所属教職員により消毒を実施する。感染者の半径 2m程度の範囲、トイレなどの使用があった場合が該当エリアになり、壁や床は飛沫が飛んだり、手が触れたりするところであれば、消毒は必須ではない。</p> <p>⑤校舎内の消毒を実施したことを校舎内外に明示する。</p> <p>⑥臨時休業及び濃厚接触者の自宅待機をし、健康観察等を実施する。</p> <p>⑦教職員は濃厚接触者の特定に資するため、可能な限り行動範囲や被対応者などの記録を行い、明確にしておく。</p>
備考	<p>校内での対応が困難な場合には、教育委員会と協議し対応に当たることとする。</p>